



県章

山形県公報

令和7年1月17日（金）

第570号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（高等教育政策・学事文書課）…23

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……（村山総合支庁地域健康福祉課）…24
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……（同）…同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……（農業経営・所得向上推進課）…同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……（同）…同
- 国土調査の成果の認証……（農村計画課）…25
- 地域森林計画の公表……（森林ノミクス推進課）…同
- 地域森林計画の変更の公表……（同）…同

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……（農業経営・所得向上推進課）…同
- 同……（同）…26
- 同……（同）…27
- 一般競争入札の公告……（こころの医療センター）…28

規 則

山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第1号

山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和2年3月県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「健康保険の被保険者証」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
株式会社ubu 東根市中央二丁目19番21号	就労継続支援B型事業所う ぶ 東根市中央二丁目19番21号	就労継続支援（B 型）	20名	令和 6.12. 1

山形県告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
メディカルコミュニティエンパ ワーメント株式会社 福島県福島市南沢又中琵琶湖30 番地渡辺ビル1階南	Luna Garden 山形 天童市大字清池7番地	共 同 生 活 援 助	令和 6.10.31

山形県告示第30号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.55%」を「年0.50%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和6年12月18日から適用する。
- 令和6年12月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第31号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.55パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和6年12月18日から適用する。
- 令和6年12月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第32号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和7年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
高島町
- 2 調査を行った期間
令和4年7月5日から令和6年3月15日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
高島町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字高島の一部
- 5 認証年月日
令和6年12月24日

山形県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により最上村山森林計画区の地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画書の写しを農林水産部森林ノミクス推進課及び当該森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

令和7年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により置賜森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る地域森林計画書の写しを農林水産部森林ノミクス推進課及び当該森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

令和7年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和7年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東根市大字東根元東根字津河3059番	畑	1,692

- 2 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年4月	10年	0円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年1月31日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和7年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西村山郡河北町谷地字月山堂1460番	田	2,375
西村山郡河北町谷地字月山堂1461番	田	2,252

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年4月	5年	161,945円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年1月31日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和7年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西村山郡河北町大字吉田字馬場2428番	田	1,876
西村山郡河北町大字吉田字馬場2429番 1	田	25
西村山郡河北町大字吉田字馬場2429番 2	田	990
西村山郡河北町大字吉田字馬場2429番 3	田	658

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年4月	5年	115,850円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年1月31日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立こころの医療センター清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年1月17日

山形県立こころの医療センター院長 神 田 秀 人

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 鶴岡市北茅原町13番1号 山形県立こころの医療センター大会議室

(2) 日時 令和7年2月28日（金）午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立こころの医療センター清掃業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

(6) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。

(7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15各号に定める基準に適合していること。

(8) 2の(1)の役務の履行において、過去5年以内に病床数200床以上の病院で当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、かかる役務の契約期間が令和7年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

(9) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、一般財団法人医療関連サービス振興会が実施する医療関連サービスマーク制度（院内清掃業務）の認定を取得していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

鶴岡市北茅原町13番1号 山形県立こころの医療センター事務部総務経営課施設用度係

電話番号0235(64)8100

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等

山形県立こころの医療センター事務部総務経営課施設用度係で交付するほか、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載した提出書類を令和7年2月13日（木）午前11時までに山形県立こころの医療センター事務部総務経営課施設用度係に提出すること。

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、山形県立こころの医療センターの都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Mental Medical Center: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. February 28, 2025

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Mental Medical Center, 13-1 Kitachiwaramachi, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-8510 Japan TEL 0235(64)8100

令和7年1月17日印刷
令和7年1月17日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県